

別記様式第 2 号

## 評 価 書

平成 28 年 9 月 5 日  
宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、下記のとおりである。

記

### 1 対象事業名

船形コロニー整備事業

### 2 事業の概要

別添資料 1「事業概要」のとおり ※省略

### 3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

別添資料 2「評価結果」のとおり ※省略

### 4 評価の経過

平成 28 年 7 月 1 1 日	行政活動の評価に関する条例第 5 条の書面(評価調書)の確定
平成 28 年 7 月 1 2 日	宮城県行政評価委員会への諮問
平成 28 年 7 月 1 2 日 ～ 8 月 1 2 日	行政活動の評価に関する条例第 9 条に基づく県民意見聴取
平成 28 年 7 月 2 0 日	同委員会大規模事業評価部会 (第 1 回開催)
平成 28 年 8 月 9 日	同委員会大規模事業評価 (現地調査)
平成 28 年 8 月 2 5 日	同委員会大規模事業評価部会 (第 2 回開催)
平成 28 年 9 月 1 日	同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申
平成 28 年 9 月 5 日	県の自己評価の確定, 条例第 10 条の書面 (評価書) の確定

### 5 行政評価委員会の意見

別添資料 3「答申」のとおり

### 6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過, 県民意見聴取の結果並びに同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申を踏まえ, 本事業について, 行政活動の評価に関する条例施行規則 (平成 14 年宮城県規則第 26 号) 第 17 条第 1 項に定める基準に基づき評価を行った結果, 本事業を実施することは適切であると判断した。(評価結果の詳細は, 別添資料 2 のとおり)

なお, 同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申内容 (評価書を作成するに当たり検討すべき事項等) 並びに県民から提出された意見に対する県としての検討結果は次のとおりである。

## (1) 答申内容に対する検討結果

- ① 事業の実施に当たっては、今後のニーズの変化等に適切に対応できる機能を備えた施設となるよう検討すること。 [答申記1 関係]

### 【検討結果】

利用者一人ひとりの意思を尊重し、利用者主体の障害福祉サービスを提供できるよう利用者のニーズの把握や各種将来推計等について検討を行い、必要な機能を有する施設となるよう、施設整備及び運営方法等について、関係者と十分な調整及び検討を行う。

- ② 先進的な機能の導入等により、維持管理費用の縮減を考慮すること。 [答申記2 関係]

### 【検討結果】

設計段階において、構造や各種性能を含めたライフサイクルコストを比較検討し、イニシャルコストとランニングコストを極力抑えた計画に配慮する。加えて、同一棟とする合築や高層化・多層階化を検討し、効率的な施設運営の視点にも配慮した検討を行う。

- ③ 施設職員の労働環境についても配慮するとともに、長期的視点で職員の育成に努めること。 [答申記3 関係]

### 【検討結果】

施設整備の検討に当たっては、施設の利用者及び施設職員等の意見を十分踏まえることとし、施設職員にとっても働きやすい施設とする。また、研修機能を新たに整備・拡充することにより、当施設及び県内の民間事業者と連携し、人材育成に努める。

## (2) 県民意見に対する検討結果

重度や最重度の障害者が安心・安全に暮らせる場合は、人里離れた大規模な入所施設なのだろうか。その人の生い立ちや家族等を知る身近な人々とのつながりが継続できるとともに、新たな人とのつながりを広げられるような地域社会関係を構築することこそが、誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の実現につながる。今回の事業費の一部でも、高齢化や障害の重度化に対応したグループホーム等の整備のために充ててはどうか。

在宅療養支援診療所など医療体制とも連携を図ることにより、大規模障害者施設の機能を地域に細かく分散できるのではないかと。それが既存の社会福祉法人等では困難であるなら、全国に公募して先進的な法人を誘致することも不可能ではないはずである。

今回の事業は、重度の障害者は地域社会では暮らせないということ認め、どのような障害者であっても地域包括ケアが目指す日常生活圏域で暮らし続けることを目指すという宮城県の施策の理念を歪めることになるため、「みやぎ障害者プラン」・「みやぎ高齢者元気プラン」など関連計画等の理念と実際の施策との間に大きな矛盾を生むことになるのではないかと。

### 【検討結果】

県では、障害者の地域生活移行を推進するため、グループホーム等の地域生活で必要とされる施設を民間法人が整備する費用の一部を補助する等により、地域での社会資源の整備を促進してきた。船形コロニーだけをみても、平成15年度から22年度にかけて、計224名の方が地域生活へ移行できた。障害者が地域社会の中で暮らしていけるような施策を推進していくという方針については、これまでといささかも変わるものではない。

一方で、現在、船形コロニーに入所されているのは、重度・最重度の障害を抱えている方々であり、現在の地域の社会資源では、ただちに地域生活へ移行することは難しい状況である。実際、平成23年度以降は、地域生活へ移行できた方が毎年0～2人と推移してきた。また、一旦グループホームなどの地域生活に移行した方の中には、高齢化に伴う障害の重度化等により、再入所を希望する方や戻らざるを得ない方も出てきている。

船形コロニーの各建物は老朽化が著しく、入所利用者の生活環境の悪化は、運営の工夫だけでは補えないものとなりつつある。ご提案いただいたような「地域分散型」での施設整備についても検討しましたが、「用地の確保」、「土地の造成コスト」、「周辺住民等の理解促進」等の課題が多く、利用者が入所できるまでには長期間を要することが明らかであり、それまでの間、年々老朽化していく現在の施設で暮らし続けることは困難なものと判断した。なお、建て替えに当たっては、地域住民との連携や交流が図られやすい空間を創出するとともに、地域社会との繋がりを持てる仕組みを検討している。

また、船形コロニー整備と併せて、例えば、医療的ケアや強度行動障害などにより支援が難しい場合であっても、誰もが安心して地域での生活ができるように、グループホームや生活介護など障害福祉サービス事業所において、受け入れが可能となるように支援策等を検討している。

県立の船形コロニーの大きな役割は、民間で受け入れが困難となった重度・最重度の入所利用者のセーフティネット機能及び在宅や民間施設での生活が一時的に困難となった方を緊急的に受け入れるバックアップ機能を果たすことと考えている。県立施設である船形コロニーは民間施設と密な連携を図りながら、障害の重い方々の地域での生活を支える拠点を目指していく。



宮行評委第7号  
平成28年9月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県行政評価委員会  
委員長

堀切川 一



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部  
部会長

奥 村



「船形コロニー整備事業」及び「石巻好文館高等学校校舎等改築事業」に係  
る大規模事業評価について（答申）

平成28年7月12日付け復政第27号で諮問のありましたこのことについて、行政評  
価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会  
で審議した結果を別紙1及び別紙2のとおり答申します。

(別紙1)

船形コロニー整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 事業の実施に当たっては、今後のニーズの変化等に適切に対応できる機能を備えた施設となるよう検討すること。
- 2 先進的な機能の導入等により、維持管理費用の縮減を考慮すること。
- 3 施設職員の労働環境についても配慮するとともに、長期的視点で職員の育成に努めること。